

「かめおか TOMOSHIBI(灯)フェスティバル」

出店に係る遵守事項

1	出店者は、食品衛生法やその他関係法令を遵守するとともに、出店期間中（準備から片付け、退店まで）は主催者の指示に従い、円滑な運営にご協力ください。誓約書に違反した場合は、出店許可を取り消します。なお、その場合の出店料は返金せず、異議申し立ても受け付けません。また、翌年以降の出店者及び補助者としての登録を認めません。
2	当イベントに出店される方は、夜店出店者募集要項に定める応募資格を遵守するとともに、出店場所で適正に営業できるよう、食品衛生管理を徹底してください。酒類を販売する場合は、出店者の責任において必要な許可を取得し、未成年者への販売を行わないでください。 また、出店スタッフによるブース内での喫煙及び飲酒は一切禁止します。
3	出店に必要なテント、机、椅子、調理器具、水等の資機材は、各出店者にてご準備ください。なお、電源は実行委員会にて用意いたしますので、発電機の手持みは禁止とします。また、ガスコンロ等の火気器具類を使用する場合は、消火器（設計標準使用期限内のものに限る）を1基以上設置してください。消火器が設置されていない場合は、安全管理上の理由により出店許可を取り消します。なお、出店料の返金はいたしません。
4	出店に関するトラブルや苦情（盗難・紛失・損傷・事故等含む）については、主催者は一切の責任を負いませんので各自で対処してください。主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。 出店者の販売した商品に起因して食中毒その他の事故が発生した場合は、出店者の責任において対応するものとし、主催者は一切の責任を負いません。また出店者の故意又は過失により主催者、他の出店者又は来場者に損害を与えた場合は、出店者の責任と負担において賠償するものとし、ます。
5	出店区画以外のスペースを使用することは禁止します。また、出店の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。なお、出店責任者が複数店舗を兼務することは認めません。（営業補助者は18歳以上に限る）
6	開会時刻（13時00分予定）までに営業を開始できるよう、速やかに搬入・設営を行うとともに、搬入後の車両は所定の場所へ速やかに移動してください。 ◇営業時間：13時00分～20時00分 ◇搬入時間：10時00分～12時00分（左記時間外の搬入は一切受け付けません） ◇搬出時間：20時30分頃（搬出については、必ずスタッフの指示に従ってください） ◇駐 車 場：京都サンガスタジアム内 駐車場（京都府亀岡市亀岡駅北1丁目8番地2） ※駐車場は1社1台限りとします。
7	出店に伴い発生したごみは、各出店者の責任において適切に処理し、必ずお持ち帰りください。
8	イベントの開催、中止又は途中終了の判断は主催者が行い、出店者はその決定に従うものとし、ます。開会前に主催者の判断によりイベントを中止した場合は、出店料の半額を返金します。なお、イベント開催後に中止又は途中終了となった場合は、出店料の返金を行いません。

9	当日の売上状況については、後日、主催者が指定する方法により報告してください。なお、報告がない場合は、次回以降の出店をお断りします。
10	提出いただいた申込書、誓約書及び出店者名簿等については、実行委員会による審査後、暴力団排除を目的として関係機関へ提供します。なお、出店責任者及び出店補助者は、暴力団排除条例に基づく警察への照会の結果、適当と認められた者に限ります。
11	本遵守事項に従わない場合、または募集要項若しくは誓約書に違反する行為があった場合は、出店決定後であっても、出店許可を取消し、即時退店いただきます。なお、その場合においても出店料の返金を行わず、出店に要した費用その他一切の損害について補償いたしません。